

慶弔共済保険金給付一覧

共済事由		金額(円)	必要書類				
死亡保険金	会 員	疾病	65歳未満	200,000	・死亡診断書 ・受取人との関係が確認できる戸籍謄本 ※会員と受取人の関係により必要書類が異なりますのでお問い合わせください。 ・交通事故または不慮の事故である証明書	本人死亡・後遺障害保険金請求書	
			65歳以上	100,000			
		交通事故		350,000			
		不慮の事故		250,000			
死亡弔慰金	配偶者			20,000	・死亡診断書 ・戸籍謄本	保険金請求書兼証明書	
	子ども			20,000			
	親(配偶者の親を含む)			10,000			
障害保険金	会 員	疾病による重度障害	65歳未満	200,000	・医師の後遺障害診断書 ・交通事故または不慮の事故である証明書	本人死亡・後遺障害保険金請求書	
			65歳以上				100,000
		交通事故による重度障害					350,000
		交通事故による後遺障害		(最高)			315,000
		不慮の事故による重度障害					250,000
		不慮の事故による後遺障害		(最高)			225,000
住宅災害保険金	火災等	損害割合の50%以上		500,000	・関係官署の罹災証明書 ・修理業者による見積書 ・罹災証明写真 ※現場確認調査が必要です。 現場を保存のうえ、ご連絡ください。	住宅災害保険金請求書	
		損害割合の30%以上50%未満		350,000			
		損害割合の20%以上30%未満		250,000			
		損害割合の20%未満		100,000			
	自然災害	損害割合の70%以上		150,000			
		損害割合の20%以上70%未満		75,000			
		損害割合の20%未満		15,000			
		床上浸水		30,000			
		同居親族の死亡保険金					10,000

- <注意>
- 1 障害保険金の重度障害は、全労済協会制定後遺障害等級表の第1級、第2級ならびに第3級②、③および④を示し、後遺障害は、同表第3級①および⑤ならびに第4級から第14級までを示します。
 - 2 会員の死亡・障害・住宅災害の各保険金給付金額はH26年6月1日以降の適用で、それまでに発生した事由については、従来の給付金額が適用されます。
 - 3 住宅災害保険金の自然災害(床上浸水)は損害の割合に関わらず一律です。
- 「保険金請求書兼証明書」、「本人死亡・後遺障害保険金請求書」および「住宅災害保険金請求書」はサービスセンターに請求してください。